

J R北海道が単独では維持することが困難な線区の維持・存続を求める要望意見書

J R北海道が発表した、単独では維持することが困難な線区の沿線自治体等は、鉄道を持続的に維持する仕組みの構築に向け、当面の2年間でJ R北海道と一体となって、事業計画（アクションプラン）に基づき、利用促進、経費節減のための各種事業に取り組んでいます。

また、緊急的かつ臨時的な地域独自の支援については、令和元年度及び2年度の2年間に限り、維持困難線区8線区における定時性や利便性、快適性の向上など利用促進に資する経費に対して、北海道と沿線自治体等で2億円を支援することとしています。

しかし、令和3年度以降、地方に年間40億円の支援が必要であると新聞報道等もあったように、J R北海道の経営は依然として危機的な状況であることを踏まえると、国の支援を継続するための法改正が必須であり、J R北海道の経営自立に向けては、これまで国がJ R北海道に対して支援を行ってきた経過を踏まえ、J R北海道への指導を含め、引き続き、国が中心的な役割を果たす必要があります。

よって、国及び関係機関におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 J R北海道が事業運営を適切かつ健全に行うよう、収益の増加とコストの削減の取り組み状況を把握し、徹底した経営努力を行うよう指導を継続すること。
- 2 J R室蘭線及び日高線を含む維持困難線区8線区の維持・存続のため、自動車を持たない市民等の日常生活に支障が出ないようJ R北海道に対する支援の根拠となる、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律を改正し、J R北海道への支援を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長